

入札参加申請書記載事項の変更届について（県内業者）

- 1 次の事項に変更があった場合、すみやかに（変更から約1週間以内。ただし、すみやかに提出できない事情がある場合は、下記までご連絡ください。）「入札参加申請書記載事項変更届」の提出が必要です。

主たる営業所（本社・本店）

- (1) 所在地・郵便番号
- (2) 商号・名称（フリガナ）
- (3) 代表者職名・代表者氏名（フリガナ）
- (4) 電話番号・FAX番号

【添付書類】

- ・履歴事項全部証明書の写し ……(1)～(3)の変更の場合
- ・返信用封筒（82円切手貼付） ……変更届を郵送で提出する場合

2 注意事項

- (1) 提出用とその写し（本人控え用として返却）の計2部を用意してください。
- (2) 所在地、商号・名称、代表者氏名が変更になる場合の申請者欄は、変更後で申請してください。
- (3) 滋賀県電子入札システムへの利用者登録の有無を必ず記入してください。滋賀県電子入札システムへの利用者登録をしている場合で、変更により電子証明書の失効を行わなければならない場合は、新しい電子証明書の取得後に再登録が必要となりますので、ご注意ください。また、電子入札システムに登録している連絡先メールアドレスに変更があった場合は、変更届の提出は不要ですが、システムにより変更処理を必ず行ってください。
- (4) 県内の市町合併による住所表記変更については、届出は不要です。）
- (5) 上記以外の事項（例：技術職員・代表者以外の役員、定款、資本金等）の変更については、変更届の提出は不要です。
- (6) 実印の変更については、変更前・変更後について各欄に押印してください。
- (7) 入札参加業種を明記してください。
- (8) 変更年月日は、登記事項については登記日を記入してください。
- (9) 変更届を郵送により提出する場合は、必ず返信用封筒（82円切手貼付）を同封してください。

3 変更届提出後の注意事項

- (1) 変更届提出後約1か月間は、入札時に申請者控えを持参し、入札執行者に提示してください。
- (2) 滋賀県と契約している工事がある場合には、変更契約書または請求書等を提出する際に、変更届（申請者控え）の写しを添付してください。

変更の手続き中に入札へ参加する場合、または届出提出後1か月を経過してなお変更前の内容で入札通知等が送付されている等の場合については、下記までご連絡ください。

令和 年度入札参加申請書
記載事項変更届

令和 年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

所在地
商号・名称 代表者職・氏名
建設業許可番号 入札参加業種 滋賀県電子入札システムへの利用者登録の有無 (有・無)

下記事項に変更がありましたので届出します。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

- ※ 変更後の商号、氏名にはフリガナを付してください。
- ※ 提出用とその写し（本人控え用として返却）の計2部を用意してください。
- ※ 郵送により提出する場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

受付印

(滋賀県記入欄)
 県内 県外 (工事・コンサル・維持管理)
 カード削除 紙入札参加申請受付